

## 郡山市母子健康診査実施要領

平成15年	4月	1日	制定
平成18年	4月	1日	一部改正
平成19年	4月	1日	一部改正
平成20年	4月	1日	一部改正
平成21年	1月27日		一部改正
平成22年	4月	1日	一部改正
平成23年	4月	1日	一部改正
平成24年	4月	1日	一部改正
平成25年	4月	1日	一部改正
平成27年	4月	1日	一部改正
平成29年	4月	1日	一部改正
令和2年	4月	1日	一部改正
令和3年	4月	1日	一部改正
令和4年	4月	1日	一部改正

[こども部こども家庭支援課]

### 1 目的

母子保健法に基づき、妊産婦及び乳幼児の健康診査の徹底強化を図り、健康の保持増進と異常の早期発見に務め早期に適切な援助を行う。

### 2 対象者

次のいずれかに該当する者

(1) 市内に住所を有する妊産婦、乳児及び幼児

(2) 市外に住所を有する幼児のうち当該幼児の住所地の市区町村長より健康診査の実施依頼のあったもの

### 3 健康診査の種類

妊産婦健康診査並びに4か月児健康診査、10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査とし、その区分は別表のとおりとする。

### 4 実施方法

別表のとおりとする。

### 5 健康診査内容

別表のとおりとする。

### 6 健康診査結果の報告

別表のとおりとする。

### 7 料金

別表のとおりとする。

### 8 償還払い

(1) 妊婦一般健康診査、産後2週間健康診査、及び産後1か月健康診査の償還払い

①妊婦一般健康診査、産後2週間健康診査、及び産後1か月健康診査において、対象者が

県外の医療機関又は市外の助産所に支払いをしたときは、対象者は、市長にその費用を請求することができる。

②前1項の規定による請求をしようとする者は、妊産婦健康診査費助成申請書(第1号様式)により市長に請求するものとする。

③多胎妊婦が15回を超えて妊婦一般健康診査を受診したときは、5回分を限度として市長にその費用を請求することができる。この場合における実施機関は、妊婦一般健康診査が可能な医療機関又は助産所とし、市の内外を問わないものとする。

④前3項の規定による請求をしようとする者は、妊婦健康診査費(多胎)助成申請書(第2号様式)により市長に請求するものとする。

⑤市長は、前項の請求書を受理した時はその内容を審査し、適当と認めた場合は、速やかに対象者に当該年度の妊婦一般健康診査及び産後健康診査の契約単価を限度として健康診査費用を支払うものとする。

(2) 4か月児健康診査及び10か月児健康診査の償還払い

①4か月児健康診査及び10か月児健康診査において、対象者の保護者が市外の医療機関に支払いをしたときは、対象者の保護者は、市長にその費用を請求することができる。

②前項の規定による請求をしようとする者は、郡山市乳児健康診査費用請求書(第3号様式)により市長に請求するものとする。

③市長は、前項の請求書を受理した時はその内容を審査し、適当と認めた場合は、速やかに対象者の保護者に当該年度の乳児健康診査契約単価を限度として健康診査費用を支払うものとする。

9 規定外事項

この要領に定めるもののほか、健康診査の実施に必要な事項については、その都度定めるものとする。

(附 則)

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

(附 則)

(施行期日)

1 この要領は、平成21年3月10日から施行し、改正後の郡山市母子健康診査実施要領(以下「改正後の要領」という。)は、平成21年1月27日から適用する。

(経過措置)

2 平成21年1月27日現在で第1子又は第2子を出産予定の妊婦が、平成21年1月27日以降に県内外の医療機関及び助産所において自費により妊婦健康診査費の支払いをしたときは、市長に対し10回分の当該妊婦健康診査費を限度に、その費用を請求することができるものとする。

3 前項の請求については、改正後の要領8の(2)及び8の(3)を準用する。

(附 則)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

(附 則)

(施行期日)

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成27年3月31日までに出産をし、平成27年4月1日以降に産婦が産後1か月健康診査を受診した場合に、医療機関及び助産所において自費により産後1か月健康診査費の支払いをしたときには、市長に対し産後1か月健康診査費を限度に、その費用を請求することができるものとする。それは、県外に限らず県内で産後1か月健康診査を受診した産婦に対しても適用されることとする。

3 前項の請求については、改正後の要領8の(1)を準用する。

(附 則)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表

健康診査の種類及び実施方法等

	対象者	種類	実施方法	健康診査内容	健康診査結果の報告	料金
妊産婦健康診査	妊産婦	(1)妊婦一般健康診査 (2)産後2週間健康診査 (3)産後1か月健康診査 (4)妊婦精密健康診査	健康診査票を実施医療機関または助産所に提出して受診する。 (4)については、医療機関は予め受診票交付申請の手続きをし、受診票の交付を受け実施する。	(1)全妊婦15回以内の受診とする。 問診及び診察、血圧測定、体重測定、尿化学検査、貧血(血色素)検査、グルコース(血糖検査)、血液型 ABO・RH(+・-)、不規則抗体、梅毒血清反応検査、B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗原抗体価検査、HIV抗体価検査、風しん抗体価検査、超音波検査、子宮頸がん検診、HTLV-1抗体検査、クラミジア検査、B群溶血性連鎖球菌検査  (2)及び(3)問診及び診察、血圧測定、体重測定、尿化学検査、エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)  (4)(1)の結果、妊婦又は出産に直接支障を及ぼす疾病の疑いのある妊婦に対し、その必要に応じて(1)以外の検査を行う。	実施医療機関は診査結果を受診票により国保連合会を經由して市長に報告する。助産所は診査結果を受診票により市長に報告する。ただし県外医療機関及び市外助産所で受診した場合は受診票により本人が市長に報告する。	市負担とする。

	妊婦健康診査（多胎）	妊婦（多胎）	妊婦一般健康診査	母子手帳を提示の上、医療機関または助産所で実施する。	通常の妊婦健康診査の上限 15 回を超えて受診したうちの 5 回以内の受診とする。 問診及び診察、血圧測定、体重測定、尿化学検査	母子手帳の提示により本人が市長へ報告する。	市負担とする。
乳幼児健康診査	4 か月児健康診査	生後 4～5 か月の乳児	(1)4 か月児健康診査 (2)4 か月児健康診査精密検査	健康診査対象者の保護者はあらかじめ郵送されたすくすく手帳（健診票）を実施医療機関に提出して受診する。	(1)問診、身体計測、内科診察、股関節脱臼の有無、保健指導 (2)(1)の結果により必要を認められる検査	実施医療機関は、診査結果を 4 か月児健康診査票並びに 10 か月児健康診査票により市長に報告する。市長は、この事業実施の結果、保健指導等の必要な措置を行う。	市負担とする。ただし、再検査精密検査は保険診療扱いとし保護者負担とする。
	10 か月児健康診査	生後 10～11 か月の乳児	(1)10 か月児健康診査 (2)10 か月児健康診査精密検査		(1)問診、身体計測、内科診察、保健指導 (2)(1)の結果により必要を認められる検査		
	1 歳 6 か月健康診査	1 歳 6 か月～2 歳未満の幼児	(1)1 歳 6 か月児健康診査 (2)1 歳 6 か月児健康診査精密検査	1 歳 6 か月児健康診査・3 歳児健康診査は郡山医師会及び郡山歯科医師会へ委託し、集団方式により実施する。精密検査は、郡山医師会の指定する医療機関で実施する。	(1)問診、身体測定、内科診察、歯科診察、保健指導、歯科指導 (2)(1)の結果により必要と認められた検査	精密検査実施医療機関は、精密検査結果報告書を市長へ提出する。市長は、この事業実施の結果、保健指導等の必要な措置を行う。	市負担とする。ただし精密検査は保険診療扱いとし保護者負担とする。
3 歳児健康診査	3 歳 5 か月～4 歳未満の幼児	(1)3 歳児健康診査 (2)3 歳児健康診査精密検査	(1)問診、尿検査、身体計測、視力検査、聴力検査、内科診察、歯科診察、保健指導、歯科指導 (2)(1)の結果により必要と認められる検査				